

諏訪市給水装置工事施工基準

令和4年8月

諏訪市水道局

目 次

		ページ	
1 総則		p 4	
1・1	目的	p 4	
1・2	給水装置の定義	p 4	
1・3	給水装置の種類	p 4	
1・4	工事の種類	p 4	
2 調査及び設計		p 4	～ p 13
2・1	申請、設計	p 4	
2・2	設計要領	p 4	～ p 5
2・3	基本調査	p 5	～ p 6
2・4	給水装置の構成	p 6	～ p 8
2・5	メーターの選定	p 8	～ p 9
2・6	給水口径の決め方	p 9	
2・7	給水方式	p 9	～ p 10
2・8	受水槽	p 10	
2・9	高置水槽	p 10	
2・10	見積書	p 11	～ p 13
2・11	承諾書の提出	p 13	
3 構造及び材質		p 13	～ p 15
3・1	構造及び材質	p 13	～ p 15
3・2	給水装置	p 15	

ページ

4 施工	p 16 ~ p 20
4・1 分岐	p 16
4・2 布設及び防護工	p 16 ~ p 17
4・3 掘削及び埋戻し	p 17
4・4 止水栓の位置	p 18
4・5 水道メーターの設置	p 18
4・6 撤去・廃止	p 18 ~ p 19
4・7 写真撮影	p 19
4・8 路面復旧	p 19
4・9 交通及び保安対策	p 19 ~ p 20
5 精算	p 20 ~ p 21
5・1 精算時確認事項	p 20
5・2 図面	p 20 ~ p 21
5・3 立会検査・その他	p 21

別添 道路工事現場における標示施設等の設置基準

1 総則

1・1 目的

この基準は給水装置工事（公営企業管理者（以下管理者という）が施工する場合を含む）の設計・施工等について標準的な指針を示すとともに、給水工事の適正な施工を図ることを目的とする。

1・2 給水装置の定義

給水装置とは需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

1・3 給水装置の種類

- 1 専用給水装置 1世帯又は1ヶ所で専用するもの。
- 2 共用給水装置 2世帯又は2ヶ所以上で共用するもの。
- 3 私設消火栓 消防用に使用するもの。

1・4 工事の種類

- 1 新設工事 水道のない家屋又は1ヶ所に新たに給水装置を設備する工事。
- 2 改造工事 給水管・水栓位置及びメーター口径を変更する工事。
- 3 修繕工事 既設給水装置の漏水箇所を修理する工事。
軽微な変更（配管を伴わない給水用具の部品の取替）等を除く。
- 4 廃止工事 給水装置を配水管又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事。

2 調査及び設計

2・1 申請、設計

- 1 給水装置を新設、改造、修繕及び撤去しようとするものは、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。
- 2 申請書の記事欄に竣工予定日（引渡し予定日）水道の用途・下水道接続状況を記入する。

2・2 設計要領

設計とは、現場調査、計画図面の作成及び工事見積額の算出をいう。
設計にあたっては次の各項によらなければならない。

- 1 計画内容は、単に水が出れば良いというだけでなく需要者が必要とする所要水量を満たすものであって、かつ過大でないこと。
- 2 構造及び材質は法令及び給水装置工事技術指針に適合し、かつ使用者にとって便利で工事費が低廉であること等を考慮し計画すること。
- 3 給水装置は給水管内に汚水が逆流するおそれのある構造にしてはならない。特殊器具の接続には特に注意すること。
- 4 凍結、電食、腐食及び温度変化等による破損事故などの発生するおそれがある場合は適当な防護措置を施すこと。
- 5 給水管は給水装置以外の用途の水管、その他の設備及び給配水管に衝撃作用を生じさせる用具や機械と連結させないこと。
- 6 異形管及び継手から分岐してはならない。
- 7 給水管の口径は分岐される配水管の口径より小さいものでなければならない。
- 8 給水管は外観が体裁よく修繕などの維持管理が容易であること。
- 9 分岐には管種及び給水管の口径に応じたサドル分水栓、割丁字管、チーズ、又は丁字管を用いること。
- 10 配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事については、管理者は給水管材料、工法及びその他工事上の条件を指示することができる。
- 11 サドル分岐栓による取出
 - (1) サドル分岐栓による取出は20mm以上50mm以下とする。
 - (2) サドル分岐栓から止水栓(もしくは制水弁)まではポリエチレン管を使用し、ロケーティングワイヤーを設置した上でライトカバーにより保護すること。
 - (3) 新設工事の場合、13～40mmのメーターには補助止水栓をつけること。改造工事の場合にも、補助止水栓がないものについては新規につけること。(この場合、補助止水栓は13～25mmまでは、開閉防止型逆止弁のものとし、30～40mmの場合は逆止弁付のものを使用すること。)
 - (4) 20～40mmの工事の場合、第一止水栓には甲止水栓を使用すること。50mm以上は制水弁とする。

2・3 基本調査

1 事前調査

工事の申込を受けた時は設計の基本となる現場調査を最も能率的に行うため事前に次の各号について調査する。

- (1) 工事場所(町名、番地、住居表示)

- (2) 附近の配水管の布設状況
- (3) 改造及び撤去工事の場合は既設の配管図面
- (4) 工事に関する同意承諾の確認支管分岐、土地使用の承諾書及びその他利害関係人の承諾書。
- (5) 建築確認（確認通知）
- (6) 既設の給水管から分岐する場合（所有者、給水戸数、布設年度、口径、布設位置、既設建物との関連、給水能力）
- (7) 使用水量（使用目的、使用人数）
- (8) 既設給水装置の有無（所有者、布設年度、布設位置、口径、管種、共同管、単独管、廃止管の確認、水栓番号）
- (9) 屋内配管（給水栓の位置、種類と個数、給水用具）
- (10) 屋外配管（水道メーター、止水栓の位置については官民界の民地側設置を原則として維持管理上支障がなく操作点検に便利な場所）

2 現場調査

- (1) 附近の配水管の布設状況 制水弁、消火栓、配水管の水圧及び給水能力（高水圧の場合減圧弁を設置する）
- (2) 道路の状況 種別（公道、私道）、幅員及び舗装年度
- (3) 現地の施工環境 施工時間（昼、夜）及び関連工事
- (4) 各種埋設物の有無 種類（下水道、ガス、電気、電話、温泉等）及び口径、布設位置
- (5) 受水槽の有無 受水槽の構造、位置、点検口の位置及び配管ルート

2・4 給水装置の構成

1 20mm～50mm

- (1) 埋設管、不凍栓及び給水管をもって構成され他に止水栓ボックス及びメーターボックス等付属器具を備えていなければならない。
- (2) 改造工事を行う際、メーター前後に鉛管が使用されていた場合は、埋設フレキシブル継手に交換することが望ましい。ゲートバルブがメーター前に設置されていた場合については、逆流防止付止水栓の交換設置が望ましい。
- (3) メーター以降の配管はメーター口径以下とすること。（13mmのメーターのみ20mmで配管することができる。）
- (4) 宅内の配管について、不凍栓は2系統以上が望ましい。
- (5) 宅内の配管について、ヘッダー方式又は管先分岐方式とする。
- (6) 新設・改造工事の場合、13～40mmのメーターには補助止水栓をつけること。改造工事の場合にも、補助止水栓がないものについては新規につけること。（補助止水栓は13～25mmまでは開閉防止型逆止弁

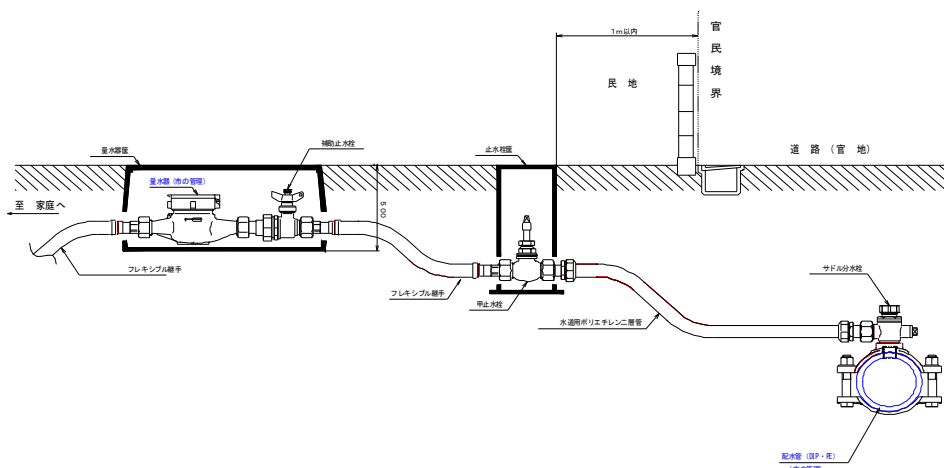
のものとし、30～40mmは逆止弁付のものを使用すること。)

2 50mm以上

第一止水は制水弁とし、2次側には逆流防止のためバルブ等を設置すること。

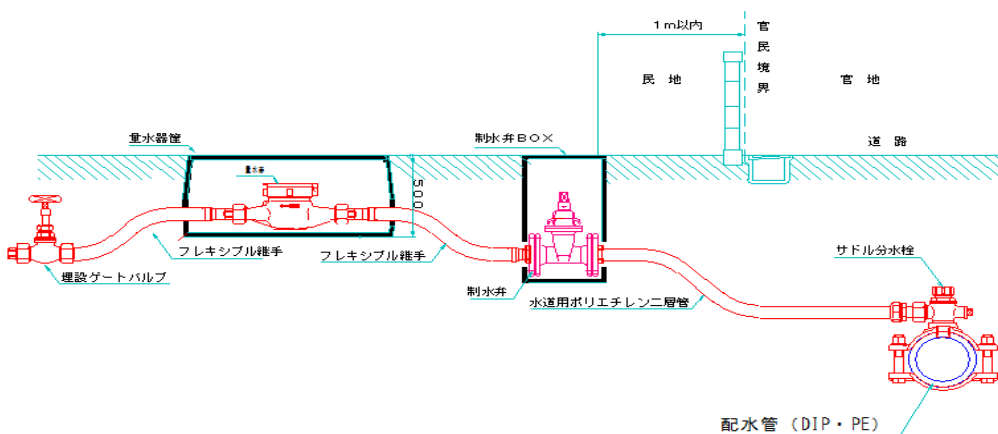
諏訪市水道局 給水装置標準配管図

給水口径13mm～40mmまで



諏訪市水道局 給水装置標準配管図

[50mm量水器設置の場合]



2・5 メーターの選定

水道メーターの選定に当たっては、給水装置の使用実態に適応したものを使用するものとし、次の事項を考慮すること。

- 1 一般住宅及びこれに準ずる小規模の給水装置の場合は下記の表を参考とする。

【表1 水道メーター型式別適正使用流量】

JIS		呼び径	一時的使用の許容流量(m ³ /h)※2			1日当たりの使用量(m ³ /日)※3			月間使用量(m ³ /月)※4	
Q _s	Q _s /Q _r (R)		適正使用流量範囲(m ³ /h)※1	10分/日以内の場合	1時間/日以内の場合	1日使用時間の合計が5時間するとき	1日使用時間の合計が10時間するとき	1日24時間使用するとき		
2.5	100	接線流	13	0.1～1.0	2.5	1.5	4.5	7	12	100
4			20	0.2～1.6	4	2.5	7	12	20	170
6.3			25	0.23～2.5	6.3	4	11	18	30	260
10			30	0.4～4.0	10	6	18	30	50	420
16		たて型	40B	0.4～6.5	16	9	28	44	80	700
40			50	1.25～17.0	50	30	87	140	250	2,600
63			75	2.5～27.5	78	47	138	218	390	4,100
100			100	4.0～44.0	125	74.5	218	345	620	6,600

(接線流の呼び径 40A については、定格最大流量(Q_s) 16 m³/h の性能が確保できないため、呼び径 30 と同じ 10m³/h)

10	100	接線流	40A	0.5～4.0	10	6	18	30	50	420
----	-----	-----	-----	---------	----	---	----	----	----	-----

(一般社団法人日本計量機器工業連合会及び日本水道メーター工業会の資料による。)

- ※1 ; 適正使用流量範囲とは、水道メーターの性能を長期間安定した状態で使用することのできる標準的な流量をいう(製造者推奨値)。
- ※2 ; 短期間使用する場合の許容流量。受水槽方式や、直結給水で同時に複数の水栓が使用される場合、特に短時間で大流量の水を使用する場合の許容流量をいう。
また、従来の「流量基準」では、一時的使用の許容量のうちの「瞬時的の使用の場合」について数値に幅をもたせて記載していたが、瞬時の意味が不明確でその大きさに左右されるため、これまでの使用実態等を踏まえ、13mm～100mmを総合的に1日当たり10分程度の使用時間に統一して許容流量を示すこととした。
- ※3 ; 一般的な使用状況から適正使用流量範囲以内での流量変動を考慮して定めたものである。
- 1日使用時間の合計が5時間するとき・・・一般住宅等の標準的使用時間。
 - 1日使用時間の合計が10時間するとき・・・会社(工場)等の標準的使用時間。
 - 1日24時間使用するとき・・・病院等昼夜稼働の事業所

の使用時間。

※4 ; 計量法（JIS 規格引用）に基づく耐久試験（加速試験）とメーターの耐久性が使用流量の二乗にほぼ反比例することから定めた、1ヶ月当たりの使用量をいう。

Q₃ ≤ 16m³/hのメーターの場合

$$\text{月間使用量} = \left[\begin{array}{l} (Q_3 \times 417 \text{ 時間}) \times Q_3 / \text{適正使用流量範囲の上限}^2 \\ [(Q_3/2) \times 56 \text{ 時間}] \times [(Q_3/2) / \text{適正使用流量範囲の上限}]^2 \\ (Q_4 \times 100 \text{ 時間}) \times (Q_4 / \text{適正使用流量範囲の上限})^2 \end{array} \right] \div 96$$

2・6 給水口径の決め方

給水管の口径は給水装置工事技術指針により建物の用途と規模により考慮して決定する。

【表2 器具と水圧】

器具名	洗浄弁	一般水栓類	ガス瞬間湯沸器
最低必要水圧(MPa)	0.07	0.03	0.04~0.05
標準水圧(MPa)	0.1	0.1	0.1

2・7 給水方式

給水方式は直結式、受水槽式、直結と受水槽併用式があり使用用途及び維持管理面を考慮して決定すること。

1 直結式

- (1) 配水管の管径、水圧が使用水量に対して十分な場合
- (2) 水圧は同時使用した場合に給水栓において0.15MPa以上あること。なお、特殊器具を使用する場合はその器具に支障をきたすおそれのないこと。
- (3) 直結増圧式は認めない。
- (4) 直結給水は原則として3階まで許可する。

※3階以上の集合住宅等については、設計前に上水道係と事前協議をすること。場合によっては許可することができない場所がある。

2 受水槽式

- (1) 常時一定水圧、一定水量を必要とする場合
- (2) 断水、減水時にも給水の持続を必要とする場合
- (3) 水圧が過大で給水装置に故障を起こすおそれがある場合
- (4) 4階以上の建物等に給水する時（管理者が直結給水を認めた場合を除く）
- (5) 一時に多量の水を必要とする場合
- (6) メーターの通過流量が許容量を越える場合で変更工事ができない場合

3 併用式

- (1) 3階までを直結式、4階以上を受水槽式にする場合

2・8 受水槽

1 有効容量

受水槽の有効容量は水質を保持し、円滑な給水を保持するために、一日最大使用水量の4/10～6/10を標準とする。

2 構造

受水槽の構造は鋼板製又は合成樹脂製のものとし、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 受水槽の外部より衛生上有害な物質の混入浸透の危険を排除する構造とする。
- (2) 受水槽には有害な物質が混入しない構造のオーバーフロー管及び排気のための装置を有効に設けること。
- (3) 外部から受水槽の上部、壁の保守点検が容易に行えるようにすること。
- (4) 受水槽の手前に蛇口・蛇口以降にゲートバルブを設置する構造が望ましい。
- (5) 配管が25mm以上の場合、水撃作用（ウォーターハンマー）を生じるおそれのある給水用具は、水撃発生防止仕様の給水器具を用いる又は水撃防止器具を設置するなどの水撃防止措置が講じられていること。

3 届出

- (1) 受水槽を設置する場合については、「小規模水道（簡易専用水道・準簡易専用水道）設置届」を提出すること。

受水槽を変更・廃止する場合については、「小規模水道（簡易専用水道・準簡易専用水道）変更・廃止届」を提出すること。

4 管理について

- (2) 給水装置申請者に、管理責任について説明すること。

2・9 高置水槽

1 有効容量

高置水槽の有効容量は一日最大使用量の1/10を標準とする。

2 構造

高置水槽は鋼板又は合成樹脂製のものとし、受水槽に準じ外部及び内部保守点検を容易に行えるもので、十分な強度を有し、耐水性に富み、かつ水槽内の水が汚染されないような構造であること。

3 届出

受水槽に準じ届出をすること。

2・10 見積書

設計にあたっては指定の用紙を使用し、図面は次の事項により作成する。

1 図面

- (1) 平面図を建物の外観・間どり・水道配管・給水器具の取付位置等が統一された線、文字、記号により表現され誰が見ても容易に給水装置の実態を知ることができなければならない。
- (2) 位置図は住宅地図でよいが申請箇所、特に造成地の区分を明確にすること（ラインマーカーは不可）。
- (3) 新規に配水管から分岐する給水管の管種、口径を記入すること。
- (4) 受水槽の場合は容量を記入すること。

2 用紙

用紙は、「諏訪市水道事業給水条例施工規程」第5条様式第3号を使用すること。なお、様式をA3でコピーしたものでも受けつける。

3 尺度

平面図の縮尺は100分の1又は200分の1とする。北位を上として主要目標を記入する。敷地が広い場合、全体図を記入する。

4 線及び文字

新設給水管は黒の実線、既設給水管は黒の点線で記入し、撤去又は埋殺管は黒の斜線で消し、文字及び記号は正確明瞭に図面に適した大きさに統一して体裁よく配列すること。

5 本管取出しには、路線名等を記入する。

6 記号

図面に用いる記号は次のとおりにする。

(1) 管種及び管径の表示

【表3 管種及び管径の表示】

管種	記号	管種	記号
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP	ダクタイル鋳鉄管	DIP
硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VB	フレキシブル継手	FC
内外面硬質塩化ビニルライニング管	SGP-VD	ポリエチレン2層管	PP
ポリブデン管	PBD	銅管	CP

(2) 弁栓類その他

【表 4 弁栓類その他】

名 称	図面記号	名 称	図面記号	名 称	図面記号
制水弁		消火栓		メーター	
止水栓		減圧弁		空気弁	
逆止弁		サヤ管		片落ち管	
泥吐弁		管の交差		伸縮 可とう管	

(3) 給水装置の符号

(平面図) 【表 5 給水装置の符号】




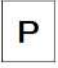
種別	図面記号	種別	図面記号	種別	図面記号
一般用具 (給水栓類)		一般用具 (シャワーヘッド*)		一般用具 (フラッシュバルブ*)	
一般用具 (ホールタップ*)		その他			

(平面図) 【表 6 給水装置の符号】

種別	図面記号	種別	図面記号
一般用具		その他	

(4) 給水栓類の符号

【表 7 給水栓類の符号】

名称	受水槽	高置水槽	ポンプ	増圧ポンプ
記号及び符号				

(5) 工事別の表示方法

【表 8 工事別の表示方法】

名称	新設	既設	撤去	廃止
記号 符号				

2・1・1 承諾書の提出

給水装置工事の申請書について次の各項に該当する場合は、承諾書を提出しなければならない。

- 1 他人の給水装置から分岐する場合は、その所有者の承諾書。
- 2 他人の土地又は構造物に給水装置を設置する場合は、その所有者の承諾書。
- 3 その他、利害関係が生じた場合の承諾書。
- 4 その他、管理者が必要と認めたもの。

3 構造及び材質

3・1 構造及び材質

給水装置の構造及び材質は、2・2 設計要領によるほか、次の各項による要件を備えていなければならない。

1 耐圧

- (1) 給水装置に一定の静水圧を加えた時、水漏れ、変形、破損及びその他の異常を生じないこと。
- (2) 給水装置の構造及び材質に応じた適切な接合が行われていること
- (3) 宅内のメイン管は、原則として構造物の下の通過を避ける等により修理を容易に行なうことができるようにすること。

(4) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直結されていないこと。

2 浸出防止

- (1) 飲用に供する水の給水装置は、給水用具からの金属等の浸出が基準値以下となるものであること。
- (2) 給水装置は、末端部に配水機構が設置されているものを除き、水が停滞する構造でないこと。
- (3) 水を汚染するおそれのある物の貯留及び取扱い施設に近接して給水装置が設置されていないこと。
- (4) 油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、油類が浸透するおそれのない材質のもの又は適切な防護措置が講じられていること。

3 破壊（水撃）防止

- (1) 水撃作用（ウォーターハンマー）を生じるおそれのある給水用具は、水撃発生防止仕様の給水器具を用いるか、水撃防止器具を設置するなどの水撃防止措置が講じられていること。
- (2) 給水圧が高水圧となる場合は減圧弁、定流量弁等を設置し給水圧、流速を下げること。
- (3) 地盤沈下、振動、土圧、地震力等に対して伸縮性、可とう性を有する給水装置を設置すること。

4 侵食防止

- (1) 酸またはアルカリによる侵食のおそれのある場所に設置されている給水装置は、それらに対する耐食性を有する材質の給水装置を設置する又は防食材で被覆する等により適切な侵食防止の措置をすること。
- (2) 電流漏れにより侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属性の材質の給水装置を設置する又は絶縁材で被覆する等により適切な電気防食の措置をすること。
- (3) 異種金属管との接続には、異種金属管用絶縁継手等を使用し腐食を防止すること。

5 第一止水栓

20mm～40mmは甲止水栓とする。

50mm以上は制水弁とする。

6 逆流防止

- (1) 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、逆止弁などの逆流防止器具を適切な位置に設けること。又は一定以上の吐水口空間（水道水の落ち口と容器の満水面との間隔）が確保されるなど逆流防止措置をすること。
- (2) 水洗便器に直結する給水装置にあつてはバキュームブレーカー付フラッシュ

ェバルブ等の逆流防止装置を設置すること。

7 耐寒（凍結防止）

- (1) 凍結のおそれがある場所にあつては、耐寒性能をもつ給水装置を設置する又は断熱材などにより適切な凍結防止措置をすること。
- (2) 凍結のおそれがある場所の屋内配管は、必要に応じ管内の水を容易に排出できる位置に水抜き用の給水用具を設置すること。
- (3) 凍結のおそれがある場所の屋外配管で、下水管等があり、やむをえず凍結深度より浅く布設する場合には、よう壁及び側溝水路等の側壁からの距離を十分に取るようにする。なお、距離が確保できない場合については、保温材（発泡スチロールなど）で適切な防寒措置をすること。
- (4) (1)の適切な凍結予防措置がされていないものについて、減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部の弁を除く）又は弁類以外の給水装置は規定の耐圧性能、水撃作用対応及び逆流防止性能を有するものであること。

8 耐久性

開閉をくり返すうちに、弁類の耐圧性能、水撃作用対応性能、逆流防止性能に支障が生じることを防ぐために、それぞれの防止性能をもつものを設置すること。

9 クロスコネクション防止

安全な水の確保のため給水装置と当該給水装置以外の水管その他の設備と直結してはならない。

3・2 給水装置

性能基準適合品を使用すること。

- 1 基準適合が明白な製品（JIS 製品）
- 2 自社で基準適合を証明する製品
- 3 第三者機関認証製品 第三者認証機関 4 団体による共通認証マーク



第三者認証機関の認証マーク

【給水装置工事技術指針の資料による。】

4 施工

4・1 分岐

配水管より給水管を取り出す場合は、次の各項によりおこなうものとする。

- 1 給水管は原則として配水管から分岐するものとし、道路の境界線までは、配水管とほぼ直角に布設すること。
- 2 配水管からの分岐位置は他の分岐位置、継手箇所から 30cm 以上離すこと。また給水管の口径は給水装置に比べ著しく過大でないこと。
- 3 分岐工事にあたっては、上水道管であることを確認すること。
- 4 サドル分岐栓のボルトは平均にしめつけ、水圧試験(1.0 MPa 3分間)を確実に実施すること。
- 5 穿孔には、切りくず等が通水の障害とならないよう慎重に行い、配水管が鋳鉄管の場合には密着コアを挿入すること。
- 6 サドル分岐部(金属部)は電食のおそれがあるのでロケーティングワイヤーをサドル分岐に巻かないこと。
- 7 ロケーティングワイヤーをサドル過ぎよりポリエチレン管に沿わせ、止水栓ボックスのふたの穴から外へ適量出し止めておく。この際、止水栓キーの差込みの妨げにならないようにすること。
- 8 ポリエチレン管とロケーティングワイヤーの上にライトカバーを巻き、表示テープは約 50 cm 間隔でラセン状に巻くこと。
- 9 給水取出しの継手については、耐震強化型 PE 継手を使用すること。
- 10 メーターの前後は埋設フレキを使用し、止水栓からメーターまでの配管に距離がある場合や共同管については必ずポリエチレン管を使用すること。
- 11 給水管分岐工事を行う場合、工事の前日までに上水道係の担当者へ加入金納付書及び掘削許可のコピーを提出した上で着手すること。
- 12 官庁が休みの場合、配水管からの取出し工事は避けること。

4・2 布設及び防護工

給水管の布設及び防護は、次の各項によりおこなうものとする。

- 1 上水道管以外の管及びその他汚染の原因となるおそれのある設備と直結しないこと。
- 2 公道内に布設する時は、占用位置を誤らないこと。
- 3 埋設深度は公道及び公道に準じる私道では土被 0.9m 以上とし、宅地内では、凍結、破損のおそれのない深さとする。

- 4 公道上においては他の埋設物より 30 cm 以上離して布設すること。
- 5 地中に布設する鋼管類は、防食テープで保護すること。
- 6 軌道下を横断する場合は、軌道管理者の指示によること。
- 7 露出部分（立上り等）は、凍結及び振動等のおそれがあるので防護措置を施すこと。
- 8 石垣等に沿って布設する場合は、近接配管を避けること。
- 9 給水管が構造物の基礎及び壁などを貫通する場合は、配管スリーブなどを設け、スリーブの間を弾性のあるもので埋め、直接構造物（コンクリート、鉄筋など）に接触して損傷するのを防止すること。
- 10 本管から取出しにおいて、埋設シートは管上 30 cm の位置に入れること。
国道・県道= 40 cm 巾
市道= 15 cm 巾
- 11 私有地における、ポリエチレン管布設についてはライトカバー又は砂で保護をすること。

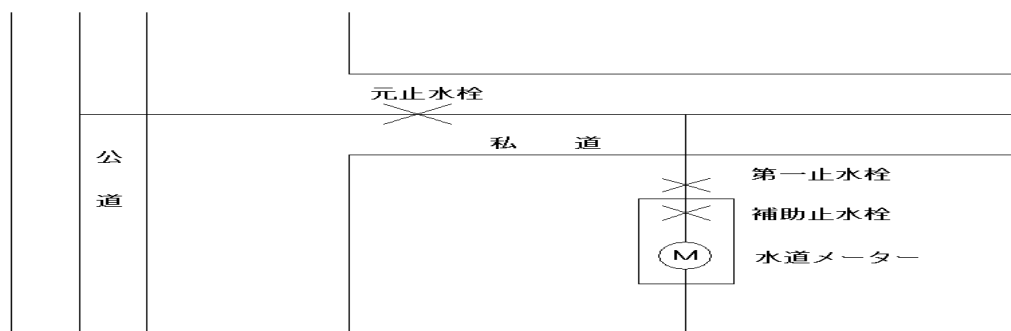
4・3 掘削及び埋戻し

掘削及び埋戻しは次の各項により行うものとする。

- 1 道路管理者等の定める占用及び掘削許可を得るとともに、道路交通法に基づき所轄警察署から道路使用許可を得なければならない。
- 2 道路内に他の占用物件のある場合には、これらの管理者（ガス、電気、NTT、下水道及び温泉等）と事前協議を行い適切な保安措置を講ずること。
- 3 交通安全施設等は道路管理者及び警察署の許可条件、指示事項を厳守すること。
- 4 既設埋設物のある場合は試験掘り等を行い、他の埋設物に損傷を与えぬように注意すること。
- 5 床均しは入念に行うこと。
- 6 埋戻しは管理者の指示に従い、地盤沈下のないよう行うこと。

4・4 止水栓の位置

- 1 止水栓の位置は維持管理上支障がなく、かつ開閉栓作業に便利な場所を選定し、また給水管が道路を縦断する場合は、下記のように元止水栓を設置すること。



- 2 止水栓は原則として官民界の境界線に近い民地側(1 m以内)に設置すること。
- 3 ボックスの据付は、沈下しないよう設置すること。

4・5 水道メーターの設置

水道メーターの設置にあたっては、次の各項に留意するものとする。

- 1 流入方向の矢印を確認した上で水平に設置し、維持管理上メーターの点検及び取替作業が容易であること。
- 2 凍結及び車両等による損傷のおそれがない場所とする。凍結のおそれがある場合は防寒措置をすること。
- 3 原則として、官民界の民地側へ設置すること。
- 4 汚砂及び汚水の侵入しない場所へ設置すること。
- 5 給水管内の水を必ず放水し異物を除去してから取り付けを行うこと。
- 6 ボックスの据付は沈下しないように設置すること。
- 7 休止とは、メーターが設置可能な状態で、かつ散水栓又はD型の設置がされており、開栓届が受理され次第、水道が使用可能な状態を指す。

4・6 撤去・廃止

撤去・廃止は、次の各項により行うものとする。

- 1 分水栓の取り出しの場合は、甲分水栓下部を残しキャップ止めとすること。
- 2 サドル分水栓の取り出しの場合は、キャップ止めとすること。
- 3 前項以外の場合は管理者の指示によること。

- 4 水道の権利を廃止する場合、撤去後に図面・給水装置廃止申込書を提出すること。

(改造工事において水道の権利に余りが生じる場合は事前に管理者と協議すること。口径を減径した時の権利についても同様とすること。)

4・7 写真撮影

写真撮影は、次の各項により行うものとする。ただし、管理者が認めた場合はこの限りではない。

- 1 撮影範囲は、管の土被り及び配管状況が容易に判断できるように撮影すること。
- 2 申請者名、工事店名及び工事年月日等を記載した黒板を、工事写真の中に入れて撮影すること。
- 3 メーターの設置及び前後の配管状況を撮影すること。
- 4 不凍栓過ぎの撮影すること。
- 5 水圧試験の状況を撮影すること。
- 6 3階建ての直圧集合住宅については、3階の部屋において静止圧の現状写真を撮影すること。

4・8 路面復旧

- 1 舗装道路の本復旧は、道路管理者の指示に従い、埋戻し完了後速やかに行うこと。
- 2 速やかに本復旧工事を行うことが困難な場合は、道路管理者の承諾を得た上で仮復旧工事を行うこと。
- 3 非舗装道路の復旧は、道路管理者の指示に従い速やかに行うこと。

4・9 交通および保安対策

給水工事現場における交通及び保安対策については、次の各項により行うこと。

- 1 道路管理者及び警察署長の指示事項を遵守し、十分な安全施設等の措置を講ずること。
- 2 工事施工のため交通を禁止し又は制限する必要があるときは、必要な箇所に指定の標識等を設置し、交通の安全を期すること。
- 3 工事現場では、必要により防護施設等を設置し、事故防止に万全を期すること。
- 4 埋設物を損傷した場合は、直ちにその埋設物の管理者に通報し、その指示に従うこと。

- 5 工事施工者は本復旧工事完了まで、常に仮復旧箇所を巡回し路盤沈下、その他不良箇所が生じた場合、又は道路管理者等から指示を受けた時は、直ちに復旧すること。

5 精算

5・1 精算時確認項目

1 提出書類

工事精算書 1部 (様式第2号)

精算書 1部 (指定様式)

平面図 1部 (様式第3号)

※ 上記に加え、集合住宅については、部屋番号、お客様番号、メーター番号を記入したものを1部、添付すること。

※ 3階建て以上の集合住宅について、静止圧の記録を図面に記入すること。

立面図 1部 (様式第3号)

写真 工事の内容が確認できる写真

2 管の種類、口径、埋設深度の確認

3 止水栓、水道メーターの設置場所、ボックス類の適否

4 水道メーターの取り付け状況の適否

※ 集合住宅のメーター設置の写真も同様に写真の提出をすること。

5 分岐箇所、接続箇所及び屈曲箇所等の施工状況の適否

6 管の防護措置(防寒、防食等)の適否

7 クロスコネクション及びポンプ直結の有無の確認

8 水圧試験(1.0MPaを3分間)及び水栓の放流検査

9 道路掘削、埋戻し及び復旧状況の確認

10 その他管理者が必要と認める事項

5・2 図面

1 平面図

配水本管(給水管)から給水用具までの設置状況がよくわかるように、本管の種類、口径、路線名、歩車道、公有地、隣接家屋の境界線、本管の種類及び口径等を、北位を上として記入すること。縮尺は100分の1又は200分の1とする。

2 立面図

申請時に提出した平面図の裏、又は別用紙に記入すること。

※縮尺は自由。

- 3 止水栓・メーター及び取出しのオフセットを記入すること。
※ 造成地・アパート等については、別紙にて提出すること。
- 4 本管からの取出しの場合は、本管の埋設深度を記入すること。

5・3 立会検査・その他

- 1 給水装置工事主任技術者は工事終了後、速やかに自主検査を行なうものとする。
- 2 集合住宅については、水道局職員との立会検査を実施すること。
- 3 清算は自主検査実施後、20日以内に行わなければならない。
- 4 造成地の工事は、終了後7日以内に新設休止届を提出すること。
- 5 給水装置の保証期間は引渡し後2年とする。

道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について

平成18年3月31日 国道利第37号 国道国防第205号
道路局長から各地方整備局長・北海道開発局長あて
沖縄総合事務局長、各高速道路株式会社代表取締役社長あて通達

標記については、工事情報の提供の改善等のため、「道路工事現場における標示施設等の設置基準について」（昭和37年8月30日付け 道発第372号 建設省道路局長通達）等の一部を下記のとおり改正し、平成18年4月1日から施行することとしたので、遺憾のないよう実施されたい。

道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について

平成18年3月31日 国道利第37号 国道国防第205号
道路局長から各都道府県知事・各指定都市長あて通達

標記については、別添のとおり各地方整備局長等あて通知しましたので、貴職におかれましてもこれを参考とした運用に努められるようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、管内道路管理者（指定市を除く）あてこの旨通知願います。

なお、本通達は、「道路法に基づく法定受託事務の処理基準等について」（平成13年2月21日付け道路局長通達）により、指定区間外国道の管理等の事務につき、処理基準とすべき通達として定められているものであることに留意願います。

別添

道路工事現場における標示施設等の設置基準

道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため、道路工事（道路占用工事にかかわるものを含む。以下同じ。）現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱を下記のとおり定める。

（道路工事の標示）

1 道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式1を参考とするものとする。

（1）工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

（2）工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

（3）工事種別

工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。

（4）施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

（5）施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

（防護施設の設置）

2 車両等の侵入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。（参考(1)を参照）

（迂回路の標示）

3 道路工事のため迂廻路を設ける場合は、当該迂廻路を必要とする時間中、迂廻路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂廻路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」（120-A、120-B）を設置するものとする。（参考（2）及び参考（3）を参照）なお、標示板の設置にあたっては、別表様式2を参考とするものとする。

(色彩)

4 道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅 10cm）を用いるものとする。

(管理)

5 道路工事現場における標示板及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行なうほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

別表様式 1



別表様式 2



別表備考

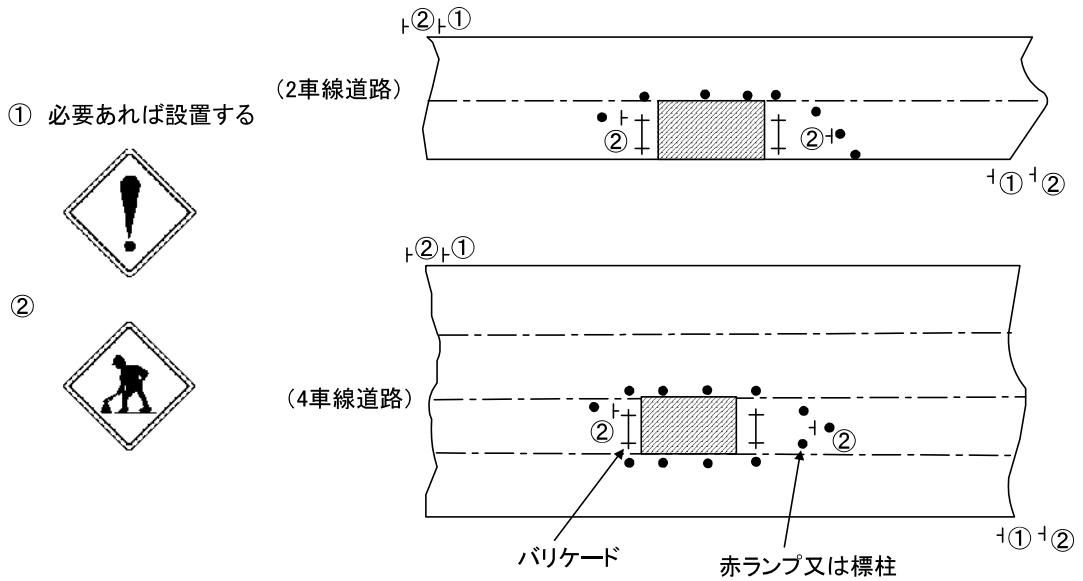
一 様式1

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗裝修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。

二 様式2

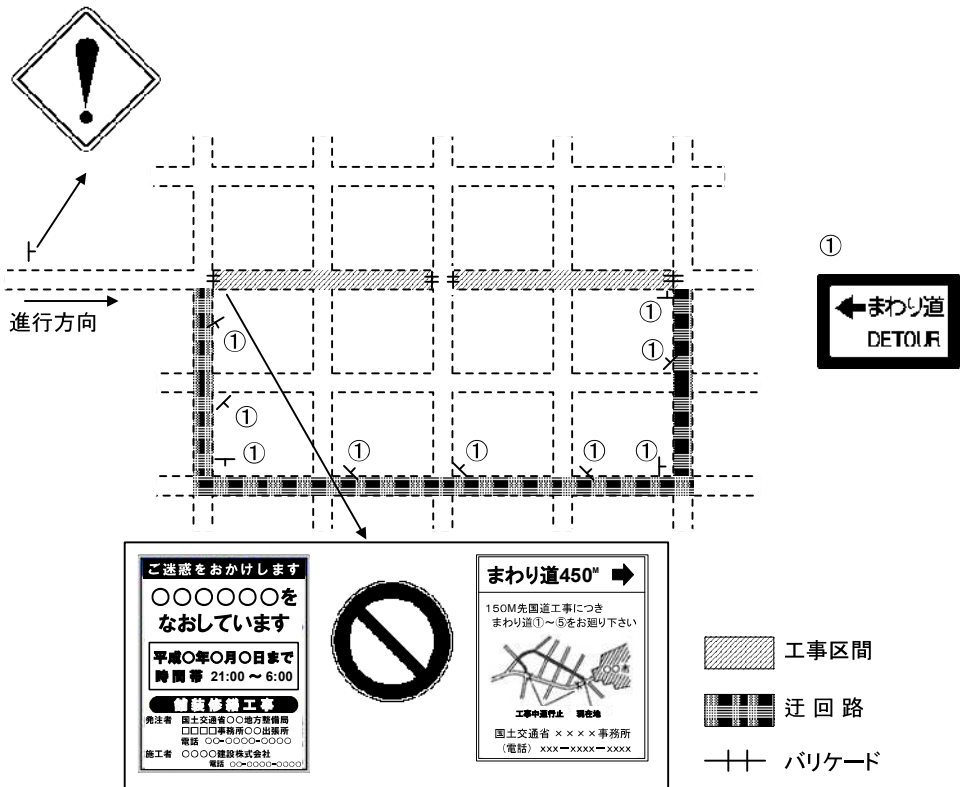
- (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。

参考(1) 車線の一部が工事中の場合の標示例

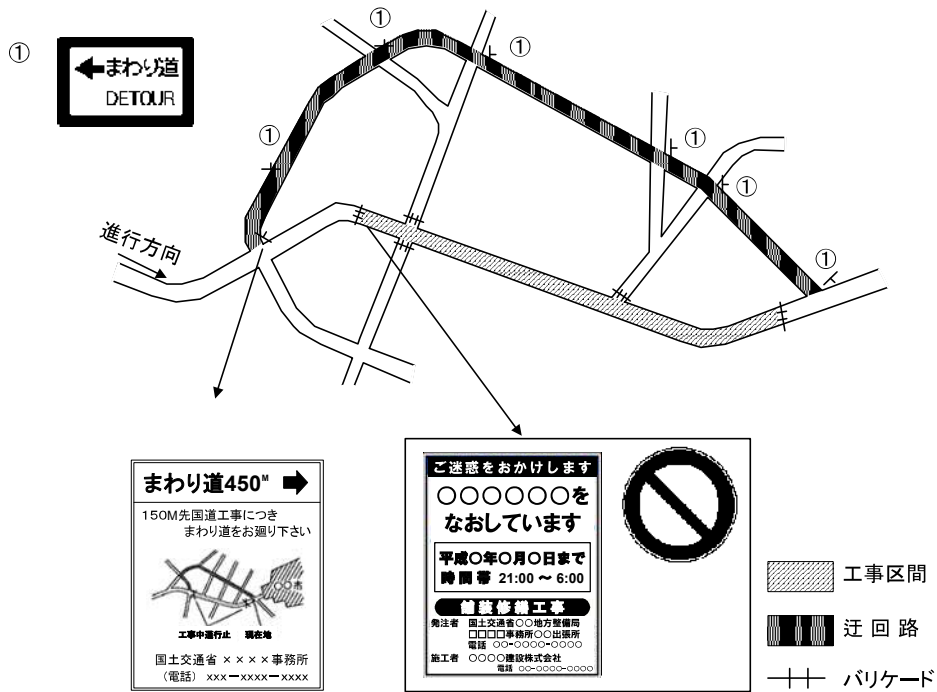


参考(2) 工事中迂回路の標示例 (市街部の場合)

(進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考(3) 工事中迂回路の標示例 (地方部の場合)
 (進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考(4) 設置方法の一例

